

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合人事行政の運営等の状況に係る報告書 《平成24年度》

1. 職員の任命及び職員の数の状況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	増減理由
		平成24年度	平成23年度		
一般行政		20人	21人	△1人	
合計		20人	21人	△1人	

(注) 職員数は、特別職を除く一般職の人数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時、非常勤務職員は除いています。

(2) 一般行政職職員の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な 職務内容	主事補	主事	主任主事	主査補	係長	課長補佐	課長	事務局長	—
	技師補	技師	主任技師		主査	副主幹	主幹		—
職員数	0人	0人	3人	6人	3人	2人	5人	1人	20人
構成比	0.00%	0.00%	15.00%	30.00%	15.00%	10.00%	25.00%	5.00%	100.00%

(注) 1 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成23年度決算額）

区分	歳出額(A)	人件費額(B)	人件费率(B/A)
平成23年度	3,452,076千円	202,277千円	5.9%

(注) 人件費とは、職員の給与、特別職の給与及び議員の報酬、監査委員の報酬などの総額です。

(2) 職員給与の状況（平成23年度決算額）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与額(A/B)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計(B)	
平成23年度	21人	91,168,518円	24,821,398円	35,530,797円	151,520,713円	7,215,272円

(注) 1 職員手当には、退職手当は含まない。

(注) 2 給与費は、決算額である。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年3月末現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
組合	45.4歳	361,780円	439,899円

※給与月額は、月々支給される給料と職員手当（扶養手当・地域手当・住居手当・管理職手当）の合計です。

(4) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分	組合	千葉県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	I種 181,200円
			II種 172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円

(5) 職員手当の状況

※支給実績については、平成23年度の決算の状況です。(再任用職員は除く。)

区 分	内容及び支給状況			国の制度との異同
扶養手当	○配偶者 月額13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 1人月額6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については月額11,000円) ○扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 1人につき月額5,000円を加算			同
	支給実績	4,708,500円	支給職員1人当たりの平均支給年額	261,583円
住居手当	○借家の場合 家賃12,000円を超える場合に限り27,000円を限度に支給 ○持家の場合 9,000円を支給			持家の場合の支給は21年12月に廃止
	支給実績	2,688,000円	支給職員1人当たりの平均支給年額	149,333円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期券代を全額支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円から33,390円まで支給			乗用車などを使用する場合は距離に応じて月額2,000円から24,500円まで支給
	支給実績	1,579,896円	支給職員1人当たりの平均支給年額	75,233円
管理職手当	○8級 84,600円 ○7級(副参事) 70,800円 ○7級 66,400円 ※人件費の抑制措置のため、8級は15%、7級は10%減額			官職に応じて66,400円から117,500円(定額制)
	支給実績	5,213,160円	支給職員1人当たりの平均支給年額	744,737円
地域手当	○支給率は7%			支給地域に応じて3%~18%
	支給実績	7,076,307円	支給職員1人当たりの平均支給年額	
時間外勤務手当	○正規の勤務日における時間外勤務1時間当たり 当該職員の時間給単価×125/100 (午後10から翌朝午前5時までの深夜勤務は150/100) ※月60時間を超える場合には、25/100加算 ○週休日及び休日等における時間外勤務1時間当たり 当該職員の時間給単価×135/100 (午後10から翌朝午前5時までの深夜勤務は160/100) ※月60時間を超える場合には、15/100加算			同
	支給実績	3,555,535円	支給職員1人当たりの平均支給年額	253,967円
期末・勤勉手当	6月期 12月期 ○期末手当 1.225月 1.375月 ○勤勉手当 0.675月 0.675月 計 1.900月 2.050月 ○職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算5%~15%			職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算5%~20%
	支給実績	35,530,797円	支給職員1人当たりの平均支給年額	1,691,943円
退職手当	(支給率) (自己都合) (勸奨・定年) ○勤続20年 23.50月分 30.55月分 ○その他の加算措置 ○勤続25年 33.50月分 41.34月分 定年前の早期退職措置2%~20%加算 ○勤続35年 47.50月分 59.28月分 ○最高限度額 59.28月分 59.28月分			定年前の早期退職措置2%~20%加算
	支給実績	0円	支給職員1人当たりの平均支給年額	0円

(6) 特別職の給料などの状況（平成24年4月1日現在）

区 分		報酬・給料（月額）	期 末 手 当	
報酬	議 長	8,100円	6 月期 12月期	1.61月分 1.84月分
	副議長	8,100円		
	議 員	7,200円		
給料	管理者	8,100円	6 月期 12月期	1.61月分 1.84月分
	副管理者	8,100円		

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成24年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分から 13時00分まで	日曜日及び 土曜日

(注) クリーンセンターしらすぎにおいて土曜日等に勤務を要する場合は、勤務時間の割り振りを変更して対応しています。

(2) 休暇等の状況

休暇の種類	休 暇 日 数 等	
年次有給休暇	○一の年度につき 20日間 (前年度に残日数等がある場合は、20日間を限度として翌年度に繰越)	平成23年度 平均取得日数 10日
療養休暇	○職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 必要最小限の期間	
特別休暇	○選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由がある場合 必要と認められる期間	
介護休暇	○職員が配偶者、一親等及び二親等の親族等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする必要がある場合 2週間以上から180日を越えない日数	
育児休業	○満3歳に満たない子を養育するため当該子が3歳に達する日までの期間を限度とする期間	

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

区 分	処 分 事 由	平成23年度の状況
分限処分	①勤務実績が良くない場合 ②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③職に必要な適格性を欠く場合 ④職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過負を生じた場合 ⑤刑事事件に関し起訴された場合があり、公務能率を維持するために行う処分、降任、免職、退職、降給の4種類の処分がある。	なし
懲戒処分	①法律、条例、規則又は規程に違反した場合 ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合があり、職員の義務違反に対する道徳的責任を問い、秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分、免職、停職、減給、戒告の4種類の処分がある。	なし

5. 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされている。

また、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており、営業企業等の従事制限等も設けている。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況(平成23年度の状況)

研修機関等	研修内容	参加職員数
千葉県自治研修センター	環境行政研修	1人
	監査事務研修	1人
(社) 全国都市清掃会議	廃棄物処理施設積算要領研修会	1人
	廃棄物行政実務者研修会	1人
(財) 省エネルギーセンター	エネルギー管理講習会	2人
(財) 日本環境衛生センター	廃棄物処理施設技術管理者講習会	1人

(2) 勤務成績の評定の状況(平成23年度の状況)

職員の執務については、能力や実績などに関して定期的に勤務実績の評定を行いました。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

① 共済制度

組合では、千葉県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合では、職員とその被扶養者の病気・怪我・出産・死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」を行っています。

平成23年度の負担金率は次のとおりです。(平成24年3月末現在)

区分	短期給付	長期給付	福祉事業	介護保険	事務費
給料に掛ける率	48.0875/1000	147.6375/1000	2.9625/1000	6.45/1000	817円
期末手当等に掛ける率	38.47/1000	118.11/1000	2.37/1000	5.16/1000	—

② 職員互助会

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を樹立し、実施することが義務付けられています。本組合には互助会が無いため、千葉県市町村職員互助会が、代わりに職員の保険、元気回復その他の厚生事業を行なっています。その費用は職員の掛金と組合の負担金で賄われており平成23年度の公費負担額は、41,233円でした。

③ その他厚生事業

職員は、団体生命共済(弔慰金)事業に加入し、平成23年度の公費負担額は、94,500円でした。

(2) 健康診断などの実施状況

定期健康診断は、労働安全衛生法により義務付けられています。

区分	種類	受診者数
平成23年度	定期健康診断	15人
	生活習慣予防検査・人間ドック	10人

(注) 1 職員数は、特別職を除く一般職の人数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時、非常勤務職員は除いています。

(注) 2 生活習慣予防検査については、40歳以上の職員・人間ドックについては、35歳以上の職員が対象です。

(3) 公務災害補償

職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)または通勤による災害を受けた場合、職員または職員の遺族が損害の補償を受けられます。

平成23年度の災害補償の実施状況は次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	0件	0件
通勤災害	0件	0件

8. 公平委員会の業務の状況

区 分	内 容
勤務条件に関する措置の要求に係る事項	該当する案件はなかった。
不利益処分に関する不服申立てに係る事項	該当する案件はなかった。